

3 人事委員会規則の制定等

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事務に関し人事委員会規則を制定する権限を有する(地公法第8条第5項)。現在制定されている規則の一覧並びに令和6年度の規則の制定等は次のとおりである。

(1) 規則の一覧

委 員 会	名古屋市人事委員会公告式規則(昭和26年人事委員会規則第1号) 名古屋市人事委員会会議規則(昭和26年人事委員会規則第2号) 名古屋市人事委員会事務局組織規則(昭和26年人事委員会規則第3号) 名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則(平成18年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会公印規則(昭和26年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会聴聞規則(平成6年人事委員会規則第5号) 名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和34年人事委員会規則第2号)
任 用	職員の任用に関する規則(昭和33年人事委員会規則第1号) 編入市町村職員の採用に関する規則(昭和38年人事委員会規則第4号) 試験企画委員等に関する規則(昭和28年人事委員会規則第7号) 一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則(平成15年人事委員会規則第5号)
勤務時間、休暇 その他の勤務条件	職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第11号) 出勤簿処理規則(昭和26年人事委員会規則第15号)
分限及び懲戒	職員分限条例施行規則(昭和33年人事委員会規則第9号) 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則(昭和63年人事委員会規則第1号) 公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則(平成14年人事委員会規則第1号) 職員の定年等に関する条例施行規則(昭和60年人事委員会規則第1号) 職員懲戒条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第9号)
退 職 管 理	職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第1号)
服 務	職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和26年人事委員会規則第13号) 営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年人事委員会規則第14号)
措置要求、 審査請求等	退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年人事委員会規則第2号) 公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年人事委員会規則第5号) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成25年人事委員会規則第3号) 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成24年人事委員会規則第6号) 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則(平成24年人事委員会規則第7号) 公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和42年人事委員会規則第3号) 職員からの苦情の申出及び相談に関する規則(平成17年人事委員会規則第3号)

職 員 団 体	管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 6 号) 職員団体の登録等に関する規則(昭和 41 年人事委員会規則第 10 号) 職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則(平成 9 年人事委員会規則第 4 号) 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 7 号)
---------	---

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(2) 令和 6 年度の規則の制定等

公布年月日	規則名	内容
R6. 4. 22	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	消防職における推薦型の昇任選考の実施に伴う所要の改正
R6. 5. 24	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
R6. 7. 9	名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則	公布に係る事務手続きの効率化を図るため、規則等の公布手続きを市役所の掲示場での掲示から、原則市公報への掲載に変更することに伴う所要の改正
R6. 12. 12	職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の在籍する学校等の行事に参加する場合において、職務に専念する義務を免除できることとするに伴う所要の改正
R7. 3. 25	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
R7. 3. 25	名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	名古屋競輪組合法設置条例施行細則の改正に伴う所要の改正
R7. 3. 27	職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員における育児参加職免、分べん看護職免、出生支援職免の取得要件について、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているものであることを要しないものとするに伴う所要の改正
R7. 3. 28	職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	超過勤務の免除について、対象となる職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大することに伴う所要の改正
R7. 3. 31	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職務経験者採用試験及び就職氷河期世代採用試験の廃止、資格試験の導入、職員昇任基準年数の見直し並びに組織改編に伴う所要の改正